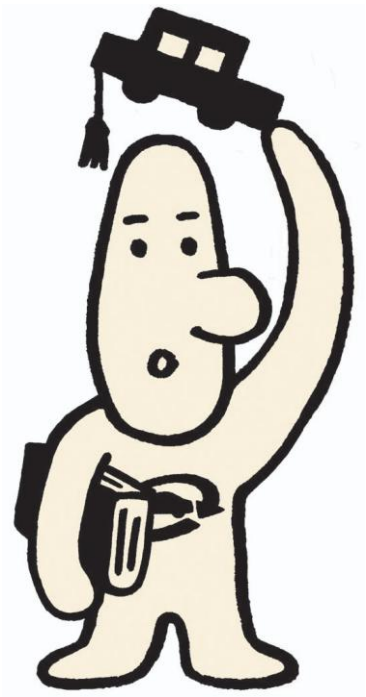
自動車リサイクルシステム
詳細マニュアル

リサイクル料金検索方法

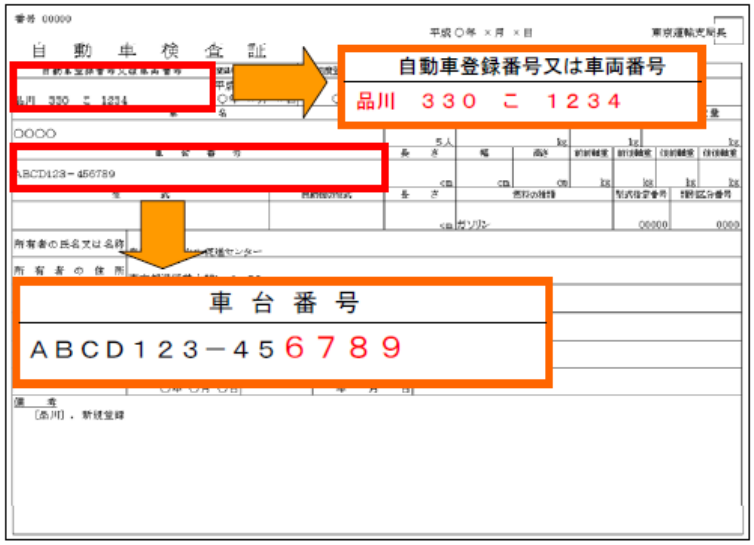


リサイクル料金検索方法

リサイクル料金を調べるためには、対象車台の車台番号等が必要になります。お手元に自動車検査証またはリサイクル券をご用意ください。
必要な情報は、車検証等の以下の箇所に記載されています。

- 自動車検査証

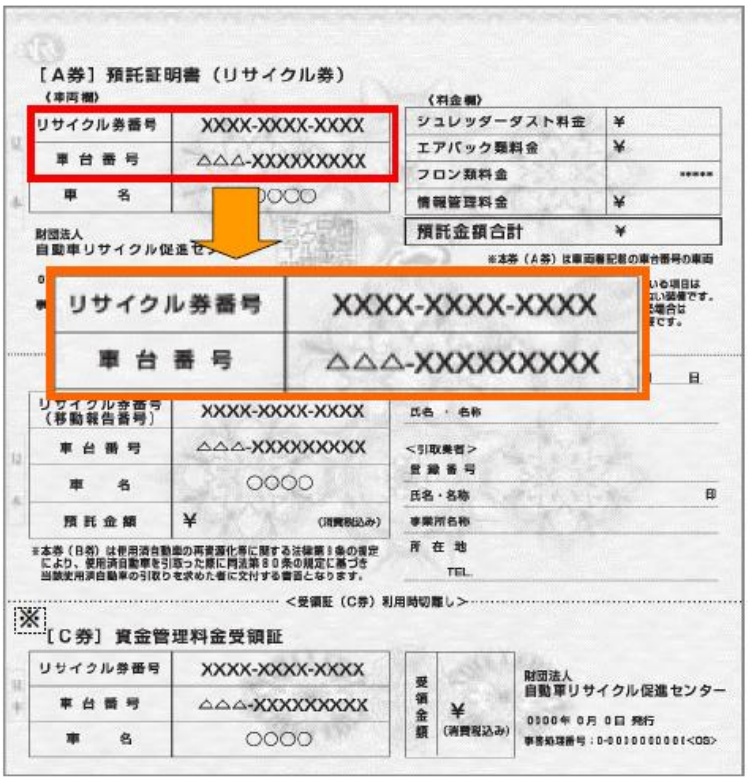
登録自動車



軽自動車



- リサイクル券



ポイント

料金が支払済みの車両を中古車として購入された場合、販売会社より【C券】が切り離されて渡される場合があります。

リサイクル料金検索方法

操作説明

1. 自動車リサイクルシステムのホームページの［自動車ユーザーの方］をクリックします。

2. ［あなたの車のリサイクル料金は？］をクリックします。



3. ［リサイクル料金検索］をクリックします。

   車両検索画面が表示されます。



リサイクル料金検索方法

操作説明

4 **検索条件として使用したい項目を、［車両区分］の［登録自動車］または［軽自動車］から選択します。**

5 **検索条件として使用したい項目を、［車台番号］の［漢字なし］または［漢字あり］から選択します。**

6 **検索条件を入力します。**

- 自動車検査証の「車台番号」欄が全て英数字の場合は、［漢字なし］を選択し全桁または下4桁を入力してください。
  全桁入力の場合、検索結果には全桁表示されます。下4桁入力の場合、検索結果には下4桁のみ表示されます。
- 自動車検査証の「車台番号」欄に漢字がある場合は、［漢字あり］を選択し漢字を含む全てを選択・入力してください。
  漢字はプルダウンから、該当するものを選択してください。

7 **検索条件として使用したい項目を、［2. 登録番号／車両番号またはリサイクル券番号］の［登録番号／車両番号］または［リサイクル券番号］から選択します。**

8 **検索条件を入力します。**

- ［登録番号／車両番号］を選択した場合、登録番号／車台番号の［支局名］、［分類番号］、［かな］、［一連指定番号］を入力します。
  なお、入力内容は次ページのポイントも参考にしてください。
- ［リサイクル券番号（移動報告番号）］を選択した場合、リサイクル券番号を入力します。



ポイント

車両検索画面をタブレットまたはスマートフォンで表示している場合、車検証等（自動車検査証、登録識別情報等通知書）に記載された二次元コードを読み取ることで検索条件を入力できます。
［二次元コードからの車台情報の読取はこちら］の右にあるアイコンをタップするとカメラが起動するので、二次元コードを読み取ってください。読み取った情報が検索条件に反映されます。
このとき、読み取った情報が実際の番号と一致するか必ず確認してください。



リサイクル料金検索方法

操作説明

ポイント

車両検索の画面に入力する車両情報は、下記の自動車検査証の例を参考にしてください。
それぞれの番号は対比していますので、自動車検査証の記載内容を確認し、車両検索の画面に入力してください。

● 車両検索の入力画面



● 自動車検査証の例

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用　途	自家用・事業用の別
品川 330 か 1234 3 4 5 6	平成 16年　9月　21日	平成 16年　9月	1 普通	普通	自家用
車名			乗用定員	最大積載量	
○○○○○			5人	-kg	
車台番号			長さ	幅	高さ
2 ＡＢＣＤ１２３－４５６７８９			480ｃｍ	176ｃｍ	150ｃｍ

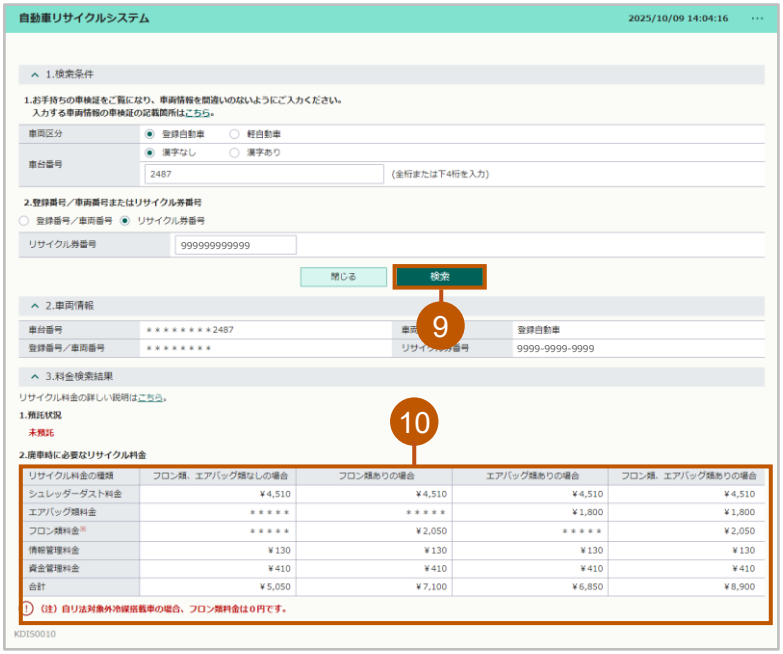
なお、軽自動車の自動車検査証の書式は上記とは異なりますので、該当する項目の記載内容を確認し、車両検索の画面に入力してください。
2025年12月以前に新車を購入した際に受領したリサイクル券は、自動車検査証とともに大切に保管してください。なお、2026年1月以降に新車を購入した場合、リサイクル券は発行されません。リサイクル料金は、本マニュアルで説明しているJARSのホームページ上の「リサイクル料金検索」または車検証アプリでご確認ください。

リサイクル料金検索方法

操作説明

9 **［検索］ボタンをクリックします。**

検索結果が表示されます。



ポイント

- 最新の登録番号でない場合は「該当なし」と表示されます。最新の登録番号をご確認ください。
- 古い車検証の二次元コードで読み取った場合は「該当なし」と表示されます。最新の車両情報の書類をご用意ください。
- リサイクル券番号で検索した際は、登録番号はアスタリスク「＊＊＊＊＊」で表示されます。

10 **リサイクル料金の詳細を確認します。**

11 **預託状況を印刷する場合は［預託状況印刷］ボタンをクリックします。**

預託状況のPDFファイルが表示されます。



ポイント

料金検索結果が次の場合は、預託状況を印刷できません。

- 該当車両なし
- 特定再資源化預託金等へ転化済み
- 特定再資源化預託金転化済（20年時効対象車台）
- 預託金返還済み（中古車輸出）
- マニフェスト発行済み

リサイクル料金検索方法

操作説明

12 **表示されたPDFファイルをPC等へ保存します。**



発行者：公益財団法人　自動車リサイクル促進センター
2019年3月22日

自動車リサイクル料金の預託状況

ご照会の車両に係る自動車リサイクル料金は以下の通りとなります。

1．車両情報

リサイクル券番号	9999-9999-9999
車台番号	AP19-TEST-20190322-1234
車名	トヨタ

2．預託情報

品目	預託金額
シュレッダーダスト料金	¥10, 130
エアバッグ類料金	¥3, 020
フロン類料金（注）	¥5, 020
情報管理料金	¥130

預託金額合計	¥18, 300

※「*****」のリサイクル料金については、引取業者が廃車の際に行う装備確認の結果により
リサイクル料金をお支払いいただくことがございます。
（注）自リ法対象外冷媒搭載車の場合、フロン類料金は0円です。

ポイント

- 車台番号下４桁で検索された場合は、［車台番号］に「********」+「車台番号下４桁」が表示されます。

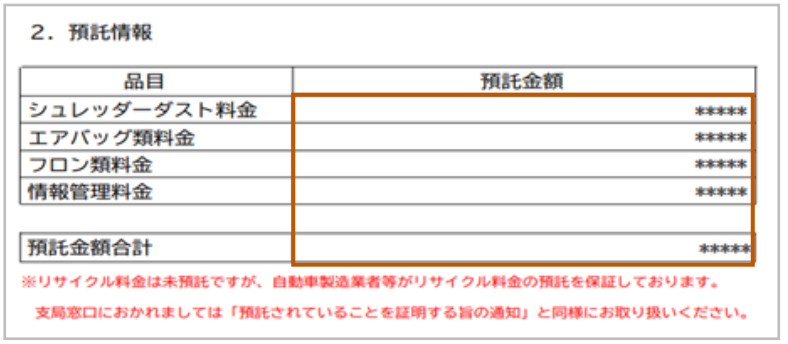


1．車両情報

リサイクル券番号	9999-9999-9999
車台番号	********1234
車名	トヨタ

車台番号の下４桁で検索した場合、車台番号は下４桁のみ表示されます。

- 預託状況が「預託保証済み」の場合は、［預託金額］はすべて「*****」が表示されます。



2．預託情報

品目	預託金額
シュレッダーダスト料金	*****
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金	*****
情報管理料金	*****
預託金額合計	*****

※リサイクル料金は未預託ですが、自動車製造業者等がリサイクル料金の預託を保証しております。
支局窓口におかれましては「預託されていることを証明する旨の通知」と同様にお取り扱いください。

参考：リサイクル料金

リサイクル料金について

(1) リサイクル料金の構成と設定・公表主体

自動車所有者が負担するリサイクル料金は、自動車メーカー・輸入業者が引き取ってリサイクル等する物品（シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類）の処理に必要な費用と、自動車リサイクルシステムを運営するための費用（情報管理料金、資金管理料金）から構成されます。

リサイクル料金のうち、　シュレッダーダスト料金、　エアバッグ類料金、　フロン類料金、　情報管理料金については、預託した自動車所有者の資産に位置付けられるため、これらに関して会計処理を行う場合は、資産勘定に計上してください（リサイクル預託金）。費用処理はできませんのでご注意ください。資産計上したリサイクル預託金相当額は、中古車として次の所有者に譲渡した時に現金に振り替えます。また、中古車として譲渡せず、使用済自動車として引取業者に引き渡す時は、その時点で、費用処理を行います。
一方、　資金管理料金は、支払った時点で費用処理が可能です。

	構成要素	内容	設定主体
	シュレッダーダスト料金	使用済自動車を解体・破砕した後に残るゴミであるシュレッダーダストのリサイクルに必要な料金	通常は、自動車メーカー・輸入業者が設定・公表 設定・公表主体の存在しない並行輸入車は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以降はJARCと表記）が構内車等新規預託の申請に基づき料金を設定
	エアバッグ類料金	エアバッグ・シートベルトプリテンショナーの回収とリサイクルに必要な料金	
	フロン類料金	カーエアコンに充てんされるフロン類の回収と破壊に必要な料金（※）	
	情報管理料金	リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するために必要な料金	JARC
	資金管理料金	リサイクル料金の収納および管理・運用を行うために必要な料金	

※　HFO-1234yfは自動車リサイクル法に基づく回収義務の対象ではなく、自リ法対象外冷媒の扱いとなるため、フロン類料金の預託は不要です。

参考：リサイクル料金

リサイクル料金について

(2) リサイクル料金を負担する者

リサイクル料金の預託義務者は、下表のように整理されます。

#	ケース	預託義務者
1	通常の場合	自動車検査証記載の所有者
2	所有権留保付売買契約	買主（自動車検査証記載の使用者）
3	リース契約	リース会社（自動車検査証記載の所有者）
4	自社登録車両（試乗車等）	預託申請者（自動車検査証記載の所有者）
5	納車前廃車	預託申請者

(3) リサイクル料金の支払いタイミング

- 構内車等として購入した車両を、その後運輸支局等で新規登録する時も、1-2ページのとおり、リサイクル料金の預託の有無を運輸支局等で確認するため、登録する前にリサイクル料金の預託が必要です。預託の方法は、2-2ページ以降をご覧ください。
- 廃車時
  引取業者が使用済自動車として引き取る場合は、引取業者がパソコン等を用いてリサイクル料金の預託の確認を行います。必要な料金が預託されていない場合は、リサイクル料金の預託が必要です（ 構内車等が中古車として販売・新規登録されないまま使用済自動車となった場合を含む）。
  ※必要な料金が預託されていない場合は、電子マニフェストによる使用済自動車の引取報告が行えません。

(4) 自動車サイクル法の対象となる車両

自動車リサイクル法の対象となる自動車は、以下の対象外となる車両を除くすべての自動車となります。トラック・バス等の大型車や特種車（８ナンバー）、ナンバープレートのついていない車両も対象であることに注意してください。

対象外となる自動車	被けん引車（トレーラー） 二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む） 大型特殊自動車（0ナンバー、9ナンバー）、小型特殊自動車 その他（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走行しないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走行しない自動車メーカー等の試験・研究用自動車、ホイール式高所作業車、無人搬送車、構内けん引車、走行台車、重ダンプトラック、ドリルジャンボ、コンクリート吹付機、非屈折式ロードヒータ、ゴルフカー、遊戯用自動車）

自動車リサイクル法の対象となる架装物、対象外となる架装物については、「架装物判別ガイドライン」を参照してください。

参考：リサイクル料金

販売時等のリサイクル料金の授受

(1) 預託した自動車所有者における会計処理

- リサイクル料金のうち、ⓐシュレッダーダスト料金、ⓑエアバッグ類料金、ⓒフロン類料金、ⓓ情報管理料金については、預託した自動車所有者の資産に位置付けられるため、これらに関して会計処理を行う場合は、資産勘定に計上してください（リサイクル預託金）。費用処理はできませんのでご注意ください。資産計上したリサイクル預託金相当額は、中古車として次の所有者に譲渡した時に現金に振り替えます。また、中古車として譲渡せず、使用済自動車として引取業者に引き渡す時は、その時点で、費用処理を行います。

- 一方、ⓔ資金管理料金は、支払った時点で費用処理が可能です。

	リサイクル料金の項目	扱い
	シュレッダーダスト料金	リサイクル預託金（資産計上）
	エアバッグ類料金	
	フロン類料金	
	情報管理料金	
	資金管理料金	費用

(2) リサイクル料金預託済みの自動車の中古車売買時のリサイクル料金の取り扱い（中古車売買の当事者における金銭の授受および会計処理）

- リサイクル料金預託済みの自動車の譲渡を受けた新所有者が、譲渡した旧所有者に対し、車両価値金額に加えリサイクル預託金相当額も中古車売買代金の中に含めて支払うことが必要です。新所有者はリサイクル預託金相当額を資産として計上し、旧所有者は資産として計上していたリサイクル預託金額を現金に振り替えます。新所有者がさらに次の所有者にその自動車を譲渡した場合も同様になり、このため購入時と譲渡時では同額のリサイクル預託金額の授受を行うため、課税所得は生じません。

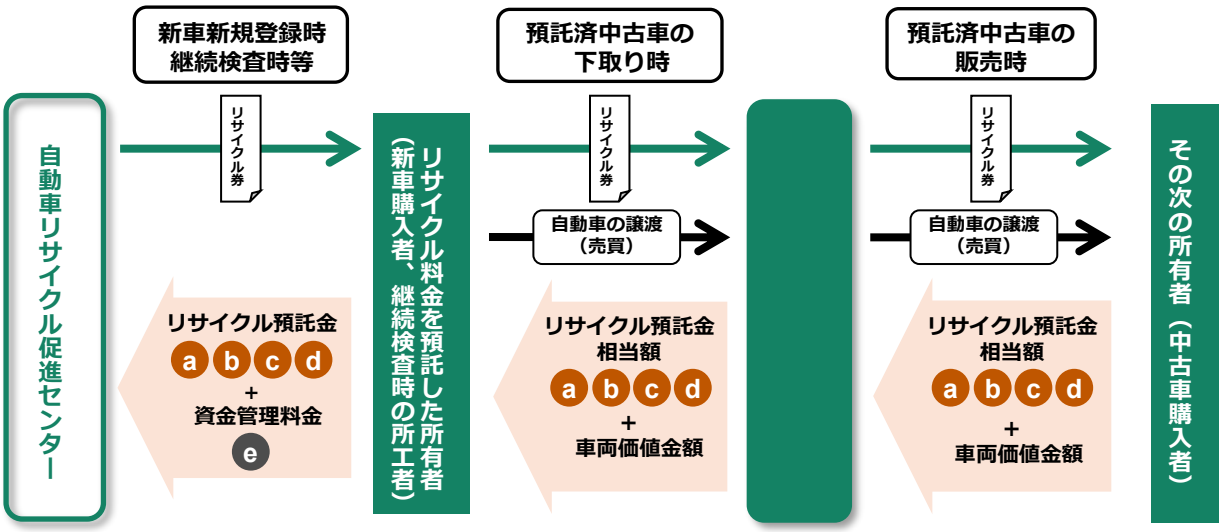
参考：リサイクル料金

販売時等のリサイクル料金の授受

(2) リサイクル料金預託済みの自動車の中古車売買時のリサイクル料金の取り扱い（中古車売買の当事者における金銭の授受および会計処理）

- リサイクル料金預託済みの自動車の譲渡を受けた新所有者が、譲渡した旧所有者に対し、車両価値金額に加えリサイクル預託金相当額も中古車売買代金の中に含めて支払うことが必要です。新所有者はリサイクル預託金相当額を資産として計上し、旧所有者は資産として計上していたリサイクル預託金額を現金に振り替えます。新所有者がさらに次の所有者にその自動車を譲渡した場合も同様になり、このため購入時と譲渡時では同額のリサイクル預託金額の授受を行うため、課税所得は生じません。

- リサイクル預託金相当額の授受については、金銭債権の譲渡と整理されるため、消費税法上の非課税取引に該当します。このため、車両価値金額とリサイクル預託金相当額は、別々に会計処理を行うことが必要です。



	リサイクル料金の項目	扱い
	シュレッダーダスト料金	リサイクル預託金相当額
	エアバッグ類料金	
	フロン類料金	
	情報管理料金	

参考：リサイクル料金

販売時等のリサイクル料金の授受

(3) 使用済自動車を引取業者へ引き渡した際のリサイクル料金の取り扱い（最終所有者における会計処理）

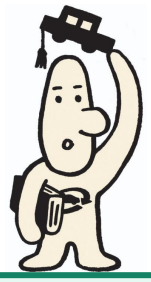
リサイクル料金預託済みの自動車を使用済自動車にする場合

- 使用済自動車を引取業者へ引き渡した時点で、それまで資産として計上していたリサイクル預託金相当額を費用処理することが可能です。
- なお、使用過程中にエアコンを後付装備した場合など、使用済自動車を引取業者に引き渡す時点で、既にリサイクル料金が預託されているものの、一部にリサイクル料金未預託の装備があり、これに関する支払いが必要となる（この場合、フロン類のリサイクル料金および資金管理料金の支払いが必要）場合は、それまで資産として計上していたリサイクル預託金相当額とその時点で支払う料金の全てを費用処理することが可能です。

リサイクル料金未預託の自動車を使用済自動車にする場合（未預託の構内車等を含む）

- 使用済自動車を引取業者へ引き渡した時点で支払った全ての料金について、その時点で費用処理することが可能です。

	リサイクル料金の項目	扱い
	シュレッダーダスト料金	費用
	エアバッグ類料金	
	フロン類料金	
	情報管理料金	
	資金管理料金	



公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

2025年12月版